

平成18年3月15日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

エルナー株式会社

代表取締役
社 長 田 中 慎 吾

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年3月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目7番地8
新横浜国際ホテル・南館 2階「チャーチル」
3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第70期（平成17年1月1日から平成17年12月31日まで）
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期（平成17年1月1日から平成17年12月31日まで）
貸借対照表および損益計算書報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 第70期損失処理案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（29頁から40頁）に記載のとおりであります。 |
| 第3号議案 | 株主以外の者に対し特に有利な価額をもって新株式（普通株式）を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（41頁から42頁）に記載のとおりであります。 |

- 第4号議案 株主以外の者に対し特に有利な価額をもって新株式（優先株式）を発行する件
議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」（43頁）に記載のとおりであります。
- 第5号議案 取締役10名選任の件
第6号議案 監査役1名選任の件
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当期の経営環境は、当初、減速が懸念された米国・中国経済も堅調に推移し、また国内景気も好調な企業収益を背景に民間設備投資が引き続き拡大し、個人消費にも力強さが見られるなど、上昇傾向を続けてまいりました。

当社グループの関連市場である電子機器分野におきましても、当初需要が伸び悩みましたが、後半にいたりデジタル関連機器、パソコン関連、車載用の好調に支えられ需要回復傾向が見られました。

このような状況の中で当社グループにおきましては、コンデンサ事業が製品価格の下落に加え、付加価値品シフトの遅れなどにより不振を極め、一方、プリント回路事業の新製品立ち上げに伴うコスト増加により、連結売上高365億6千5百万円（前年同期比2.0%減）、連結営業損失3億3千8百万円（前年同期は連結営業利益7億7千2百万円）、連結経常損失4億7千5百万円（前年同期は連結経常利益2億5千3百万円）となりました。これに厚生年金基金の代行返上益を計上し退職給付会計基準変更時差異の期間分を繰り入れた結果、連結当期純損失は6億9千2百万円（前年同期は連結当期純損失2億5千6百万円）となりました。

このような業績となりましたことを誠に申し訳なく存じます。また、当期の配当金につきましても、多額の繰越損失を抱える状況のため、株主の皆様のご平素のご理解とご支援にお応えできず、重ねて誠に申し訳なく存じますが、引き続き無配とさせていただきたく、宜しくご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団の事業別営業の概況

コンデンサ事業におきましては、引き続き低価格化の影響があり、顧客ニーズに応える新商品の開発、生産拠点の最適シフトを進めるとともに、販売効率を追求して販売拠点の人員配置見直し等を行いました。売上高132億5千万円（前年同期比0.7%減）、営業損失15億2千2百万円（前年同期は営業損失8億5千2百万円）となりました。

プリント回路事業におきましても低価格化の影響に加え、新製品立ち上げに伴う一時的なコスト増により、売上高233億1千4百万円（前年同期比2.7%減）、営業利益11億5千7百万円（前年同期比27.6%減）となりました。

(3) 企業集団の対処すべき課題

今後の経済の見通しにつきましては、国内景気の拡大が期待される一方、原材料価格の高騰、為替の動向など不透明な要因もあり予断を許しません。

また、電子機器分野においては、今後ともデジタル関連機器や車載用の伸長が期待されますものの、国際的な競争激化による価格競争は熾烈さを増し、低価格化が引き続き進んでいくものと思われます。

このような環境の中で、当社グループは以下の施策の実行により業績の抜本的建て直しに取り組んでまいります。

コンデンサ事業については、

「付加価値品シフトによる製品ポートフォリオの見直し」を行います。具体的には、

- (ア) 小形アルミ電解コンデンサについては一般品からの脱却を図り、車載用・デジタルAV機器用を中心とした高付加価値品、さらにはコンピュータ周辺装置で伸長している導電性高分子アルミ電解コンデンサへの移行を加速させます。
- (イ) 当社グループの販売戦略において最も重要なアイテムである電気二重層コンデンサについて、携帯電話・携帯ゲーム機・デジタルカメラ等への搭載が拡大することを見越し生産能力の倍増を計画するとともに、太陽光・風力などの発電システムなど様々な使用分野の拡大を提案していきます。
- (ウ) タンタル固体電解コンデンサについてはモバイル機器を主なターゲットとし、導電性高分子タイプ・超小形タイプを柱に収益の拡大を図ります。

「生産・販売体制の再構築による生産性の改善」を徹底し、国内・海外の各生産拠点の特性を生かした製品ごとの最適生産拠点の選定を実施するとともに集中生産による効率化を徹底し、各販売拠点においても機能の集約化と物流合理化を進め、早期に赤字体質からの脱却を図ります。これらの施策の一部については既に実施しておりますが、今後は、アルミ電解コンデンサの小形品をマレーシア、大形品をタイの工場に集約し、青森工場は高機能製品の生産に特化するなどの形で取り組んでまいります。

プリント回路事業については、

白河工場に中間工程を新設し、「生産能力の拡大」により成長を加速させます。

ビルドアップ多層板、超薄板・高ファイン基板、フラットスルー基板あるいは車載用基板、環境対応基板を重点商品としてシフトを進めていきます。

また、環境問題への継続的取り組み、人材育成、コンプライアンス体制推進、I Rの充実など、事業建て直し・体質強化のための基盤づくりを進めてまいります。

株主の皆様には、何とぞご理解を賜り、引き続きご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(4) 企業集団の設備投資および資金調達の状況

当期における設備投資の総額は2,284百万円で、主なものはコンデンサ製造設備、プリント配線板製造設備などの拡充であり、その設備投資の所要資金は借入金および自己資金で充ちました。

なお、増資、社債発行などによる資金調達は行っておりません。

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 67 期 (平成14年 12月期)	第 68 期 (平成15年 12月期)	第 69 期 (平成16年 12月期)	第 70 期 (平成17年 12月期)
売 上 高	36,584,058	33,303,978	37,315,562	36,565,286
営 業 利 益 営 業 損 失	2,509,345	767,623	772,697	338,635
経 常 利 益 経 常 損 失	1,782,886	210,503	253,542	475,117
当 期 純 利 益 当 期 純 損 失	846,881	744,788	256,227	692,853
1株当たり当期純利益 1株当たり当期純損失	31円82銭	27円99銭	9円63銭	26円04銭
総 資 産	30,799,165	28,915,430	28,816,775	30,759,401
純 資 産	4,012,834	3,053,096	2,709,525	2,384,844

(注) 第68期は、タンタル固体電解コンデンサ生産の中国移管に伴う損失、退職給付会計基準変更時差異の期間分繰り入れなどの計上により、大幅な当期純損失となりました。

第69期は、退職給付会計基準変更時差異の期間分繰り入れなどの計上により、大幅な当期純損失となりました。

当期(第70期)は、営業の概況で申しあげたとおりの状況です。

なお、1株当たり当期純利益(純損失)は、期中平均発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 67 期 (平成14年 12月期)	第 68 期 (平成15年 12月期)	第 69 期 (平成16年 12月期)	第 70 期 (平成17年 12月期)
売 上 高	32,953,139	30,149,120	33,860,820	32,319,736
営 業 利 益 営 業 損 失	1,186,124	373,117	438,342	1,268,201
経 常 利 益 経 常 損 失	1,173,962	233,395	370,616	1,156,707
当 期 純 利 益 当 期 純 損 失	757,613	763,524	428,765	1,174,974
1株当たり当期純利益 1株当たり当期純損失	28円47銭	28円69銭	16円11銭	44円16銭
総 資 産	26,191,023	24,920,861	24,213,984	25,895,814
純 資 産	5,482,636	4,727,927	4,251,337	3,176,512

(注) 1株当たり当期純利益(純損失)は、期中平均発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

2. 会社の概況（平成17年12月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

部 門	営 業 品 目
コンデンサ事業	アルミ電解コンデンサ、タンタル固体電解コンデンサ、電気二重層コンデンサ
プリント回路事業	ビルドアッププリント配線板、多層プリント配線板、両面プリント配線板

(2) 企業集団の主要な事業所・営業所

当 社

本 社：横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

事 業 所：福島県西郷村 コンデンサ技術センター
滋賀県虎姫町 プリント配線板製造

営 業 所：横浜市、東京都八王子市、大阪市、愛知県安城市、
福島県いわき市、滋賀県虎姫町

（注）平成17年8月26日に、営業所を名古屋市から愛知県安城市へ移転しました。

重要な子法人等

国 内	会 社 名	所 在 地
製 造 拠 点	エルナー東北株式会社	青森県黒石市（青森工場）
		福島県西郷村（白河工場）
	エルナー松本株式会社	長野県松本市
販 売 拠 点	エルナーコンポーネンツ株式会社	東京都品川区

海 外	会 社 名	所 在 地
製 造 拠 点	TANIN ELNA CO.,LTD.	タイ
	ELNA PCB(M) SDN.BHD.	マレーシア
	ELNA-SONIC SDN.BHD.	
販 売 拠 点	ELNA ELECTRONICS(S) PTE.LTD.	シンガポール
	ELNA AMERICA, INC.	アメリカ
	ELNA EUROPE LTD.	イギリス
	愛陸電子貿易(上海)有限公司	中国
	愛爾娜香港有限公司	

（注）海外子法人等については、当期から、当該国における商号で表記しております。

（参考）エルナー上海株式会社 愛陸電子貿易（上海）有限公司
エルナー香港株式会社 愛爾娜香港有限公司

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	52,800,000株
発行済株式総数	26,611,458株
株主数	3,534名
大株主(上位10名)	

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
旭硝子株式会社	6,653 ^{千株}	25.00%	^{千株}	%
株式会社みずほコーポレート銀行	1,256	4.72		
株式会社東京三菱銀行	1,060	3.98		
新木産業株式会社	861	3.24		
日本証券金融株式会社	689	2.59		
朝日生命保険相互会社	600	2.25		
東京海上日動火災保険株式会社	500	1.88		
有限会社アラキ	402	1.51		
有限会社江州	400	1.50		
木下武彦	314	1.18		

- (注) 1.当社は、(株)みずほコーポレート銀行の持株会社である(株)みずほフィナンシャルグループの普通株式188株、優先株式100株、ならびに(株)東京三菱銀行および三菱UFJ信託銀行(株)の持株会社である(株)三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式93株を保有しております。
- 2.当社の大株主である(株)東京三菱銀行は、平成18年1月1日、(株)UFJ銀行と合併し、(株)三菱東京UFJ銀行となっております。

自己株式の取得、処分等および保有

区 分	取 得 株 式	処 分 株 式	期 末 保 有 株 式
株 式 数	普通株式 2,606株		普通株式10,056株
価 額	594千円		2,825千円

(4) 企業集団および当社の従業員の状況
 企業集団の従業員の状況

部 門	従 業 員 数 (名)
コ ン デ ン サ 事 業	2,196
プ リ ン ト 回 路 事 業	1,213
全 社 (共 通)	18
合 計	3,427

(注) 上記のほか、パートタイマー47名がおります。

当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年令(才)	平均勤続年数(年)
586	増 10	34.4	10.7

(注) 上記のほか、パートタイマー16名がおります。

(5) 企業結合の状況
重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
エルナー東北株式会社	千円 450,000	100.0%	アルミ電解・電気二重層コンデンサの製造販売
エルナー松本株式会社	千円 120,000	100.0	プリント配線板の製造販売
エルナーコンポーネンツ株式会社	千円 10,000	100.0	電子部品の販売
ELNA ELECTRONICS(S) PTE.LTD.	千シンガポールドル 2,300	100.0	電子部品の販売
ELNA AMERICA, INC.	千米ドル 500	100.0	電子部品の販売
ELNA EUROPE LTD.	千ポンド 50	100.0	電子部品の販売
愛爾娜香港有限公司	千香港ドル 10	100.0	電子部品の販売
愛陸電子貿易(上海)有限公司	千人民元 1,655	100.0	電子部品の販売
TANIN ELNA CO., LTD.	千パーツ 350,000	100.0	アルミ電解コンデンサの製造販売
ELNA PCB(M) SDN.BHD.	千マレーシアドル 18,240	83.3	プリント配線板の製造販売
ELNA-SONIC SDN.BHD.	千マレーシアドル 21,605	51.0	アルミ電解コンデンサの製造販売

(注) TANIN ELNA CO., LTD.および愛爾娜香港有限公司に対する当社の持株比率には、当社の子法人等を通じての間接所有分を含みます。

重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
立揚電子(BVI)有限公司	千米ドル 10,000	40.0%	タンタル固体電解コンデンサの製造販売

企業結合の成果

連結子法人等は12社であり、持分法適用関連会社は1社であります。
当期の連結売上高は365億6千5百万円、連結経常損失は4億7千5百万円、連結当期純損失は6億9千2百万円であります。

(6) 当社の主要な借入先

借 入 先	借 入 額	借入先が有する当社の株式の数
株式会社みずほコーポレート銀行	4,101,420 ^{千円}	1,256 ^{千株}
株式会社東京三菱銀行	2,157,030	1,060
株式会社横浜銀行	1,084,000	
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,040,000	209
商工組合中央金庫	1,025,000	

(7) 取締役および監査役

氏 名	会社における地位および担当または主な職業	
田 中 慎 吾	取締役社長	代表取締役
北 村 俊 夫	専務取締役	社長室長
青 野 英 敏	専務取締役	
伊 藤 正 雄	常務取締役	プリント回路事業部長
大 川 浩 靖	常務取締役	プリント回路事業部営業統括部長
栗 原 要	取 締 役	コンデンサ事業部長
水 島 新 二	取 締 役	コンデンサ事業部生産統括部長
川 瀬 一 輝	取 締 役	プリント回路事業部滋賀事業所製造部長
高 村 勝 俊	取 締 役	コンデンサ事業部営業統括部長
及 川 善 之	取 締 役	社長室副室長
結 城 正 記	取 締 役	旭硝子株式会社新事業・技術企画室統括主幹
正 田 眞 言	常勤監査役	
近 藤 光 雄	監 査 役	
花 岡 秀 哉	監 査 役	
岡 山 和 彦	監 査 役	旭硝子株式会社経理センター長

(注) 当期中の取締役および監査役の異動

(7) 平成17年3月30日開催の定時株主総会において、取締役として新たに青野英敏、高村勝俊、及川善之の3氏がそれぞれ選任され就任いたしました。

(イ) 平成17年3月30日開催の取締役会において、田中慎吾氏が代表取締役社長に、北村俊夫、青野英敏の両氏が専務取締役に、伊藤正雄、大川浩靖の両氏が常務取締役に、それぞれ選任され就任いたしました。

監査役4名全員は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(8) 会計監査人に対する報酬等の額

当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20,500千円
上記の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	20,500千円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	20,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

以上のご報告は、記載金額および株式数について、単位未満を切捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成17年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,270,641	流動負債	21,690,422
現金及び預金	1,371,835	支払手形及び買掛金	7,933,016
受取手形及び売掛金	7,807,505	短期借入金	9,382,602
たな卸資産	5,591,156	一年以内に返済する長期借入金	2,732,788
未収消費税等	90,100	未払消費税等	33
繰延税金資産	51,873	未払法人税等	55,955
その他	369,109	設備関係支払手形	330,592
貸倒引当金	10,939	その他	1,255,433
固定資産	15,488,760	固定負債	5,750,853
有形固定資産	13,266,600	長期借入金	2,903,306
建物及び構築物	4,024,910	繰延税金負債	313,074
機械装置及び運搬具	4,521,263	再評価に係る繰延税金負債	322,364
工具器具備品	626,429	退職給付引当金	2,044,761
土地	2,956,371	役員退職給与引当金	104,570
建設仮勘定	1,137,624	その他	62,776
無形固定資産	138,372	負債合計	27,441,275
借地権	81,117	少数株主持分	
施設利用権	17,632	少数株主持分	933,280
連結調整勘定	35,928	資本の部	
その他	3,692	資本金	2,008,814
投資その他の資産	2,083,787	資本剰余金	1,435,494
投資有価証券	594,730	利益剰余金	1,419,062
長期貸付金	495,382	土地再評価差額金	483,546
繰延税金資産	7,917	その他有価証券評価差額金	177,500
その他	989,435	為替換算調整勘定	298,624
貸倒引当金	3,678	自己株式	2,825
資産合計	30,759,401	資本合計	2,384,844
		負債、少数株主持分及び資本合計	30,759,401

連 結 損 益 計 算 書

(平成17年1月1日から
平成17年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		36,565,286
売 上 原 価		32,157,675
売 上 総 利 益		4,407,611
販売費及び一般管理費		4,746,247
営 業 損 失		338,635
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25,697	
受 入 家 賃 及 び 賃 貸 料	11,140	
為 替 差 益	192,684	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,192	
雑 収 入	105,005	336,721
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	398,666	
雑 損 失	74,535	473,202
経 常 損 失		475,117
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	5,979	
代 行 返 上 益	663,690	669,669
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 処 分 損	70,335	
固 定 資 産 処 分 損	68,056	
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	320,270	458,663
税金等調整前当期純損失		264,110
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	57,480	
法 人 税 等 調 整 額	293,172	350,652
少 数 株 主 利 益		78,089
当 期 純 損 失		692,853

(注 記)

【連結計算書類作成のための基本となる事項】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の数 12社

エルナー東北㈱、エルナー松本㈱、エルナーコンポーネンツ㈱、関東フォックス
㈱、ELNA AMERICA, INC.、ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.、TANIN ELNA CO., LTD.、
ELNA PCB(M) SDN. BHD.、ELNA-SONIC SDN. BHD.、ELNA EUROPE LTD.、
愛爾娜香港有限公司、愛陸電子貿易(上海)有限公司
なお、海外子法人等については、当期から、当該国における商号で表記しており
ます。

(2) 非連結子法人等の名称
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 1社

立揚電子(BVI)有限公司

(2) 持分法非適用会社

該当事項はありません。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

いずれも、親会社と同一事業年度であります。

4. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部資本直入法

売却原価は移動平均法

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

主として、総平均法に基づく原価法

仕入商品・原材料

主として、移動平均法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として、定額法

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込
額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異は、5年による按分額を特別損失に計上してきましたが、子法人等の大量退職に係る会計基準変更時差異を一括償却したため、その後の未償却残高1,328,729千円を残存年数（4年）による按分額で特別損失に計上しております。

退職給付債務等の内訳

退職給付債務	3,685,559千円
年金資産	1,763,380千円
未認識数理計算上の差異	162,091千円
未認識過去勤務債務	284,674千円
退職給付引当金（ - - - ）	2,044,761千円

（追加情報）

当社及び国内連結子法人等は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年11月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。

当連結会計年度における損益に与えている影響額は、特別利益として663,690千円計上しております。

役員退職給与引当金

役員の退職金支給に備えて当社は内規に基づく要支給額を基礎とする現価額を計上しております。なお、連結子法人等は、計上しておりません。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を行い、金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理を行っております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価の方法

全面時価評価法

6. 連結調整勘定の償却の方法及び期間

5年間で均等償却しております。

7. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

【追加情報】

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号）に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が27,016千円増加しております。

【連結貸借対照表関係注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	19,331,631千円
2. 担保に供している資産	
有形固定資産	4,195,723千円
(建物2,279,229千円、土地1,916,493千円)	
3. 受取手形の割引残高	1,933,910千円
うち、期末日（銀行休業日）期日の手形で	
手形交換日に決済処理した受取手形割引高	380,458千円

【連結損益計算書関係注記】

1. 期中平均発行済株式数による1株当たり当期純損失	26円04銭
----------------------------	--------

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年2月10日

エルナー株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小山 豁 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山岸 聡 (印)

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、エルナー株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第70期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いエルナー株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第70期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年2月16日

エルナー株式会社 監査役会

常勤監査役	正	田	眞	言	ⓐ
監査役	近	藤	光	雄	ⓑ
監査役	花	岡	秀	哉	ⓒ
監査役	岡	山	和	彦	ⓓ

(注) 監査役4名全員は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成17年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,218,353	流動負債	18,588,784
現金及び預金	655,403	支払手形	5,926,452
受取手形	1,691,008	買掛金	2,210,054
売掛金	6,715,839	短期借入金	7,505,700
製品	1,164,554	一年以内に返済する長期借入金	1,711,000
原材料	499,234	未払金	52,211
仕掛品	662,486	未払法人税等	30,940
関係会社短期貸付金	400,000	未払費用	775,788
未収入金	211,187	預り金	46,044
未収消費税等	85,622	設備支払手形	330,592
繰延税金資産	33,000	固定負債	4,130,518
その他	101,117	長期借入金	1,981,750
貸倒引当金	1,100	繰延税金負債	118,333
固定資産	13,677,461	再評価に係る繰延税金負債	322,364
有形固定資産	6,332,581	退職給付引当金	1,602,500
建物	1,967,303	役員退職給与引当金	104,570
構築物	195,976	預り保証金	1,000
機械及び装置	836,313	負債合計	22,719,302
車輛運搬具	11,076	資本の部	
工具器具備品	370,943	資本金	2,008,814
土地	2,113,453	資本剰余金	1,435,494
建設仮勘定	837,513	資本準備金	121,129
無形固定資産	13,038	その他資本剰余金	1,314,365
施設利用権	13,038	資本金及び資本準備金減少差益	1,314,365
投資その他の資産	7,331,841	利益剰余金	926,018
投資有価証券	594,730	利益準備金	381,075
関係会社株式	3,863,543	任意積立金	11,082
関係会社長期貸付金	3,738,774	海外投資等損失準備金	11,082
関係会社長期未収入金	794,298	当期末処理損失	1,318,175
長期前払費用	60,000	土地再評価差額金	483,546
その他の投資	95,315	その他有価証券評価差額金	177,500
投資損失引当金	1,026,898	自己株式	2,825
貸倒引当金	787,922	資本合計	3,176,512
資産合計	25,895,814	負債・資本合計	25,895,814

(注)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部資本直入法

売却原価は移動平均法

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

総平均法に基づく原価法

仕入製品・原材料

移動平均法に基づく原価法

(3) 有形固定資産の減価償却は定額法によります。

(4) 貸倒引当金は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異（1,431,037千円）については、5年による按分額を特別損失に費用計上しております。

退職給付債務等の内訳

退職給付債務	2,801,999千円
年金資産	1,322,081千円
未認識数理計算上の差異	162,091千円
未認識過去勤務債務	284,674千円
退職給付引当金（ - - - ）	1,602,500千円

（追加情報）

当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成17年11月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けております。当事業年度における損益に与えている影響額は、特別利益として586,390千円計上しております。

(6) 役員退職給与引当金は役員の退職金支給に備えて、内規に基づく要支給額を基礎とする現価額を計上しており、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(7) 投資損失引当金は、関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案して必要額を計上しております。

(8) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) ヘッジ会計

ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を行い、金利スワップ取引については、繰延ヘッジ処理を行っております。

(10) 消費税等の会計処理方法は税抜方式によっております。

(追加情報)

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が20,802千円増加しております。

- | | |
|---|-------------------------------|
| 2. 受取手形の割引残高 | 1,933,910千円 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 6,782,844千円 |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債権 | 4,288,902千円 |
| 長期金銭債権 | 4,533,073千円 |
| 短期金銭債務 | 2,359,712千円 |
| 5. 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 3,479,249千円 |
| | (建物1,828,584千円、土地1,650,665千円) |
| 6. 保証債務額 | 3,168,160千円 |
| 7. 期中平均発行済株式数による1株当たり当期純損失 | 44円16銭 |
| 8. リース契約により使用する重要な固定資産 | |
| 貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置の一部及び電子計算機等についてはリース契約により使用しております。 | |
| 9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金483,546千円、再評価に係る繰延税金負債322,364千円を計上しております。 | |
| 再評価を行った年月日 | 平成11年12月31日 |
| 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 | 76,643千円 |
| 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 | 882,554千円 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | |
| 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。 | |
| なお、当該事業用土地の平成17年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を205,075千円下回っております。また、資本の部の土地再評価差額金483,546千円は配当可能利益を構成しません。 | |
| 10. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 | 177,500千円 |

11. 当期末日は銀行休業日でありましたが、当該期日の割引手形380,458千円は手形交換日をもって決済処理しております。なお、受取手形、支払手形及び設備支払手形には該当するものではありません。

12. 関係会社との取引高

売	上	高	9,601,183千円
仕	入	高	12,987,186千円
営業取引以外の取引高			1,314,714千円

13. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年1月1日から
平成17年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		32,319,736
売 上 原 価		30,288,523
売 上 総 利 益		2,031,213
販売費及び一般管理費		3,299,414
営 業 損 失		1,268,201
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	86,862	
受 取 配 当 金	46,217	
受 入 家 賃 及 び 賃 貸 料	41,860	
為 替 差 益	152,280	
雑 収 入	21,863	349,084
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	188,500	
債 権 譲 渡 損 失	26,049	
雑 損 失	23,041	237,590
経 常 損 失		1,156,707
特 別 利 益		
代 行 返 上 益	586,390	586,390
特 別 損 失		
た な 卸 資 産 処 分 損	13,361	
固 定 資 産 処 分 損	13,708	
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	274,295	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	88,190	389,555
税 引 前 当 期 純 損 失		959,872
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		10,101
法 人 税 等 調 整 額		205,000
当 期 純 損 失		1,174,974
前 期 繰 越 損 失		143,200
当 期 未 処 理 損 失		1,318,175

損 失 処 理 案

科 目	金 額
(その他資本剰余金の処分)	
そ の 他 資 本 剰 余 金	1,314,365,263 ^円
これを次のとおり処分いたします。	
当 期 未 処 理 損 失 に 充 当	926,018,458
そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 高	388,346,805
(当期末処理損失の処理)	
当 期 未 処 理 損 失	1,318,175,458 ^円
任 意 積 立 金 取 崩 額	
海外投資等損失準備金取崩額	11,082,000
そ の 他 資 本 剰 余 金 取 崩 額	926,018,458
合 計	381,075,000
これを次のとおり処理いたします。	
次 期 繰 越 損 失	381,075,000

(注) 海外投資等損失準備金は租税特別措置法の規定に基づく取崩であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年2月10日

エルナー株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 小山 裕 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山岸 聡 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、エルナー株式会社の平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第70期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年1月1日から平成17年12月31日までの第70期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況（法令遵守体制等の内部統制システムを含む）を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました結果、取締役の義務違反は認められません。

平成18年2月16日

エルナー株式会社 監査役会

常勤監査役	正	田	眞	言	ⓐ
監査役	近	藤	光	雄	ⓑ
監査役	花	岡	秀	哉	ⓒ
監査役	岡	山	和	彦	ⓓ

(注) 監査役4名全員は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成18年3月9日開催の取締役会において、同年4月18日を払込期日として、日本産業第二号投資事業有限責任組合および日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合（いずれも日本産業パートナーズ株式会社が組成するファンド）を割当先とする第三者割当による新株式（普通株式・優先株式）の発行を決議いたしました。なお、本件につきましては、本定時株主総会における第3号議案「株主以外の者に対し特に有利な価額をもって新株式（普通株式）を発行する件」および第4号議案「株主以外の者に対し特に有利な価額をもって新株式（優先株式）を発行する件」（議決権の行使についての参考書類41頁から43頁）の特別決議による承認を条件としております。

議決権の行使についての参考書類

- 1．総株主の議決権の数 26,524個
- 2．議案および参考事項

第1号議案 第70期損失処理案承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類（24頁）に記載のとおりであります。

当期は営業の概況でご報告申しあげましたように多額の繰越損失を抱える状況のため、当期の配当金につきましては遺憾ながら無配とさせていただき、当期末処理損失につきましてはその他資本剰余金の一部を振り替えることにより一部を処理し、残額につきましては全額を次期繰越損失として処理いたしたくご承認をお願いしたいと存じます。

株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、営業の概況で述べました業績の抜本的建て直しのための施策の実行に全社一丸となって全力で取り組み、業績の早期回復および復配を目指してまいりますので、なにとぞご了承賜りますようお願い申し上げます。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

当社の経営課題である「収益構造の抜本的な改善」と「財務体質の強化」を解決するには、今般策定いたしました中期計画の達成が不可欠であります。この中期計画を達成するためには、有利子負債の増加を防ぎつつ資金調達を行い、自己資本の増強を実現し、財務的な制約を受けずに中期計画所定の設備投資を行うことが必要であり、普通株式および優先株式の発行による第三者割当増資を実施したいと存じますので、これに備えるために、現行定款第5条に定める当社の発行する株式の総数を変更するとともに、優先株式に関する規定を新設するものであります。

取締役および監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任限定に関する規定を新設するものであります。なお、取締役の責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">株式</p> <p>第5条(株式の総数) 当社の発行する株式の総数は<u>5,280万株</u>とする。</p> <p>第6条(1単元の株式の数) 当社の1単元の株式は1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">株式</p> <p>第5条(株式の総数) 当社の発行する株式の総数は8,280万株とし、このうち6,780万株は普通株式、1,500万株はA種優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合、または、優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、それぞれこれに相当する株式数を減じる。</p> <p>第6条(1単元の株式の数) 当社の普通株式およびA種優先株式の各1単元の株式は1,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">優先株式</p> <p>第11条の2(A種優先配当金) (1) <u>当社は、第36条に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)</u>またはA種優先株式の登録質権者(以下、「A種優先登録質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式(以下、「普通株式」という。)を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録質権者(以下、「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき2円の利益配当金(以下、「A種優先配当金」という。)を支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	<p>(2) <u>ある営業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</u></p> <p>(3) <u>A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて利益配当を行わない。</u></p> <p><u>第11条の3（残余財産の分配）</u></p> <p>(1) <u>当会社の残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき100円を支払う。</u></p> <p>(2) <u>A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>第11条の4（議決権）</u></p> <p><u>A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新設)	<p><u>第11条の5（転換予約権）</u></p> <p><u>A種優先株主は、下記の転換請求期間中、下記に定める転換の条件で、A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p>— <u>転換請求期間</u></p> <p><u>A種優先株式の転換を請求し得べき期間（以下、「転換請求期間」という。）は、平成18年10月1日から平成28年3月31日までとする。</u></p>

現行定款	変更定款案
	<p style="text-align: center;">— 転換の条件</p> <p>(7) <u>当初転換価額</u> <u>当初転換価額は、100円とする。</u></p> <p>(f) <u>転換価額の調整</u> (a) <u>A種優先株式発行後、以下の(i)ないし(iv)のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整し、以下の(v)に該当する場合には、転換価額を(v)に定めるところに従い調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。</u></p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}} \right)$ <p>() <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または当会社が保有する普通株式（以下、「自己株式」という。）を処分する場合（株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株あたりの払込金額」は「1株あたりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>() 株式の分割により普通株式を発行する場合 <u>調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、この場合、転換価額調整における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。</u> <u>ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合であり、かつ当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のために株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。</u></p> $\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{調整前転換価額を} \\ \text{もって転換により} \\ \text{当該期間内に発行} \\ \text{された株式数} \end{array} \right)}{\text{調整後転換価額}}$

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>() <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（商法第341条ノ15第5項または第280条ノ20第4項に規定される。以下同じ。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合調整後の転換価額は、かかる株式または新株予約権もしくは新株予約権付社債の払込期日もしくは発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが転換、または発行される全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込期日の翌日もしくは発行日の翌日以降またはその株主割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記()も同様とする。）。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>() <u>普通株式に転換することができる株式または普通株式を目的とする新株予約権もしくは新株予約権付社債であって、転換価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき価額が払込期日もしくは発行日または株主割当日において確定しておらず後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)の価額を基準として確定されるものを発行または処分した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する当該株式の全てが転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、価額決定日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>(v) <u>普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。</u></p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>(b) <u>上記(a)に掲げる場合のほか、合併、株式交換、株式移転、会社の分割または資本の減少等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が合理的と判断する転換価額に調整する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>(c) <u>転換価額調整式に使用する1株あたりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示がある場合は気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)または(b)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、上記(a)または(b)に準じて取締役会が合理的と判断する値に調整される。</u></p> <p>(d) <u>転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、もしくは株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。</u></p> <p>(e) <u>転換価額調整式に使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>() <u>上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る金額をもって普通株式を発行または自己株式を処分する場合(株式の分割、普通株式に転換される株式の転換または普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。)</u>には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)</p> <p>() <u>上記(a)()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円</u></p> <p>() <u>上記(a)()の転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式を発行もしくは処分する場合、または上記(a)()で定める内容の新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額</u></p> <p>() <u>上記(a)()の場合は、価額決定日に決定された転換価額または新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額</u></p> <p>(f) <u>転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p data-bbox="591 158 956 179">— <u>転換により発行すべき普通株式数</u></p> $ \begin{array}{l} \text{転換により} \\ \text{発行すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\begin{array}{l} \text{A種優先株主が転換請求} \\ \text{のために提出したA種優} \\ \text{先株式の発行価額の総額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{転換価額} \end{array}} $ <p data-bbox="633 323 984 428"><u>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p data-bbox="568 453 837 474"><u>第11条の6（一斉転換条項）</u></p> <p data-bbox="611 481 984 768"><u>転換請求期間中に転換請求のなかったA種優先株式1株は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉転換基準日」という。）をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換基準日において有効な転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法に準じてこれを取り扱う。</u></p> <p data-bbox="568 796 984 845"><u>第11条の7（株式の併合または分割、新株引受権等）</u></p> <p data-bbox="611 852 984 978"><u>当会社は、A種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、当会社は、A種優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</u></p> <p data-bbox="568 1009 878 1030"><u>第11条の8（買受けまたは消却）</u></p> <p data-bbox="611 1037 984 1212"><u>当会社は、いつでもA種優先株式を買受け、またはこれを消却することができる。かかるA種優先株式の買受けまたは消却は、A種優先株式についてのみ、または当会社が発行する他の一もしくは複数の種類の株式とともに行うことができる。</u></p>
(新設)	
(新設)	
(新設)	

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新設)	<p><u>第16条の2（種類株主総会）</u> <u>第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p>
(新設)	<p><u>第26条の2（取締役の責任免除）</u> (1) <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (2) <u>当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新設)	<p><u>第33条の2（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>会社法（平成17年法律第86号）施行日において、第11条の2を次のように改める。</p> <p>第11条の2（A種優先配当）</p> <p>(1) 当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式（以下、「普通株式」という。）を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき2円（以下、「A種年間優先配当額」という。）に、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの日数を乗じ365（当該事業年度が閏年の場合には366とする。）で除して得られる割合を乗じた額の配当（以下、「A種優先配当」という。）をする。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当をしたときは、かかるA種優先配当の累積額を控除した額とする。</p> <p>(2) ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対してした剰余金の配当の額がA種年間優先配当額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>(3) A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種年間優先配当額を超えて剰余金の配当をしない。</p>

第3号議案 株主以外の者に対し特に有利な価額をもって新株式（普通株式）を発行する件

商法第280条ノ2第2項に基づき、以下の内容にて、当社株主以外の者に対して特に有利な発行価額をもって第三者割当増資を行うことのご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(1) 特に有利な価額をもって新株式（普通株式）を発行する理由

当社の主力製品である電子部品業界を取り巻く環境は、昨年年央以降デジタル関連機器、パソコン関連、車載向けを中心に需要が回復し、総じて堅調に推移しました。しかし、競争激化に伴う恒常的な製品単価の下落により、利益の確保が困難な状況になっております。電子部品の価格下落は構造的な問題であり、抜本的な対策なしでは生き残りすら難しい厳しい業界環境にあります。

こうした環境の中、平成17年度期については、当社のコンデンサ事業は不振を極め、大幅な営業赤字を計上するに至りました。これは、過去数年間に亘り「付加価値品へのシフト」「生産性の改善」に注力していたにもかかわらず、脆弱な財務体質が制約となり、競争力ある新製品の投入や生産性改善につながる投資が充分になされなかったことが主な要因です。また、堅調な収益を計上してきたプリント回路事業も、営業利益が減少しました。これは、新製品立ち上げに伴う一時的なコスト増加によるものであり、収益構造の健全性は維持されております。しかし、プリント回路事業においても、さらなる成長のためには、新製品の投入や生産能力の拡大のための投資が欠かせません。

抜本的な収益構造の改善を必要とするコンデンサ事業、成長の踊り場にあるプリント回路事業、いずれの事業においても「明日のための投資」がなければ、業績の回復と向上は極めて困難です。

このような状況の中、当社は「収益構造の抜本的な改善」を図るため、中期計画（平成18年1月～平成20年12月）を策定しましたが、多額の有利子負債および繰越損失を抱える中で中期計画を達成するためには、増資による「財務体質の強化」を図ることが不可欠であると判断しております。

そこで、平成14年11月から事業再編に寄与する日本型プライベート・エクイティ事業を展開し、事業再構築に取り組む中堅企業に対する支援において大きな実績があり、当社の事業内容、中期計画についてもよく理解いただいております日本産業パートナーズ株式会社の経営支援ノウハウを最大限活用し、中長期的なご支援をいただくことが最善であると判断いたしました結果、平成18年3月9日付けで株式引受契約を締結し、株主の皆様のご承認を条件に、同社が運営するファンドに出資をお願いすることになりました。

なお、発行価額につきましては、相当額の増資規模であること、当社の財務体質および収益性の改善が急務であること、ならびに今回の増資により日本産業パートナーズ株式会社の豊富な経営支援ノウハウを享受できることなどを総合的に勘案し、同社との協議のうえ決定いたしました。

(2) 新株式（普通株式）発行の内容

株式の種類	普通株式
発行新株式数	15,000,000 株
発行価額	1 株につき 100 円
発行価額の総額	1,500,000,000 円
発行価額中資本に組み入れない額	1 株につき 50 円
資本組入額の総額	750,000,000 円
割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
	日本産業第二号投資事業有限責任組合
	13,756,000 株
	日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合
	1,244,000 株
	合計 15,000,000 株

その他、申込期日、払込期日、配当起算日その他の詳細については、当社取締役会の決議にご一任いただきたく存じます。

第4号議案 株主以外の者に対し特に有利な価額をもって新株式（優先株式）を発行する件

商法第280条ノ2第2項に基づき、以下の内容にて、当社株主以外の者に対して特に有利な発行価額をもって第三者割当増資を行うことのご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

(1) 特に有利な価額をもって新株式（優先株式）を発行する理由

第一回A種優先株式を発行する理由は、第3号議案でご説明したところと同様であり、発行価額につきましては、相当額の増資規模であること、当社の財務体質および収益性の改善が急務であること、ならびに今回の増資により日本産業パートナーズ株式会社の豊富な経営支援ノウハウを享受できることなどを総合的に勘案し、同社と協議のうえ決定いたしました。

(2) 新株式（優先株式）発行の内容

株式の種類	第一回A種優先株式
発行新株式数	15,000,000株
発行価額	1株につき100円
発行価額の総額	1,500,000,000円
発行価額中資本に組み入れない額	1株につき50円
資本組入額の総額	750,000,000円
割当方法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
	日本産業第二号投資事業有限責任組合
	13,756,000株
	日本産業第二号パラレル投資事業有限責任組合
	1,244,000株
	合計15,000,000株

(3) 第一回A種優先株式の内容

第一回A種優先株式の内容は、第2号議案の定款一部変更の内容のとおりです。その他、申込期日、払込期日、配当起算日その他の詳細については、当社取締役会の決議にご一任いただきたく存じます。

第5号議案 取締役10名選任の件

現任取締役11名は、本定時株主総会終結のときをもってその任期が満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、高嶋象一氏および安枝太氏の両氏の就任につきましては、第3号議案および第4号議案で承認可決された第三者割当の方法により発行される普通株式および優先株式の発行価額の総額の払い込みが完了することを条件とし、その就任日はいずれもかかる払い込みが完了した日といたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (代表者である他の会社)	所有する当社株式の数
1	青野英敏 (昭和25年3月24日生)	平成7年7月 旭硝子㈱エンジニアリング部管 球硝子エンジニアリンググル プリーダー・担当部長 平成15年2月 同社エンジニアリングセンター 企画管理グループリーダー 平成17年3月 当社専務取締役(現在)	1,000株
2	伊藤正雄 (昭和18年3月20日生)	昭和41年4月 当社入社 平成9年3月 当社プリント回路事業部工場統 括部長 平成13年3月 当社取締役 平成13年4月 当社プリント回路事業部滋賀事 業所長(現在) 平成14年3月 当社プリント回路事業部長(現 在) 平成16年3月 当社常務取締役(現在)	13,000株
3	大川浩靖 (昭和18年4月20日生)	平成3年6月 当社入社 平成4年3月 当社プリント回路事業部第二営 業部長 平成8年11月 当社プリント回路事業部営業統 括部長(現在) 平成15年3月 当社取締役 平成17年3月 当社常務取締役(現在)	5,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (代表者である他の会社)	所有する当 社株式の数
4	栗 原 要 (昭和18年11月26日生)	昭和41年 4月 エルナー電子(株)入社 平成10年 4月 当社コンデンサ事業部技術統括 部長兼技術開発部長 平成11年 3月 当社取締役 (現在) 平成12年 6月 立揚電子 (B V I) 有限公司代 表取締役社長 平成15年 7月 当社コンデンサ事業部営業統括 部長 平成16年11月 立揚電子 (B V I) 有限公司代 表取締役社長 平成17年 8月 当社コンデンサ事業部長 (現在)	4,000株
5	及 川 善 之 (昭和20年11月4日生)	平成 8年 5月 旭硝子(株)関係会社統括主幹部 員 平成11年 5月 同社経営企画室統括主幹 平成17年 3月 当社取締役 (現在) 当社社長室副室長 (現在)	1,000株
6	水 島 新 二 (昭和22年6月12日生)	昭和45年 5月 当社入社 平成10年 4月 当社コンデンサ事業部生販統括 部長 平成13年 3月 当社取締役 (現在) 平成15年 9月 TANIN ELNA CO.,LTD. 代表取締 役社長 平成16年 8月 当社コンデンサ事業部生産統括 部長 (現在) エルナー東北(株)代表取締役社長 (現在)	12,000株
7	川 瀬 一 輝 (昭和28年1月20日生)	昭和51年10月 当社入社 平成 8年 1月 エルナー松本(株)取締役 平成12年 7月 当社プリント回路事業部滋賀事 業所製造部長 (現在) 平成14年 4月 エルナー松本(株)代表取締役社長 (現在) 平成16年 3月 当社取締役 (現在)	4,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (代表者である他の会社)	所有する当社株式の数
8	高村勝俊 (昭和19年4月3日生)	昭和49年12月 当社入社 平成7年5月 日東エルナー(株)(現、エルナーコンポーネンツ(株))代表取締役社長(現在) 平成13年11月 当社コンデンサ事業部グローバル営業部長 平成16年11月 当社コンデンサ事業部営業統括部長(現在) 平成17年3月 当社取締役(現在)	1,000株
9	高嶋象一 (昭和23年11月28日生)	昭和47年4月 (株)日本興業銀行(現、(株)みずほコーポレート銀行)入行 平成11年2月 同行日比谷支店長 平成12年8月 同行東京営業第四部長 平成14年4月 鉦研工業(株)取締役副社長 平成18年3月 日本産業パートナーズ(株)マネージングディレクター(現在)	0株
10	安枝太 (昭和43年11月9日生)	平成3年4月 東洋信託銀行(株)(現、三菱UFJ信託銀行(株))入社 平成13年9月 (株)グローバルマネジメントディレクションズ(KPMGメンバーファーム)入社 平成17年6月 日本産業パートナーズ(株)ヴァイスプレジデント(現在)	0株

(注) 取締役候補者水島新二氏が代表取締役に就任しているエルナー東北(株)は、当社と同一の部類に属する営業を行っており、当社は同社と製品等の取引関係があります。また、当社は同社に対し資金の貸付を行っています。

取締役候補者川瀬一輝氏が代表取締役に就任しているエルナー松本(株)は、当社と同一の部類に属する営業を行っており、当社は同社と製品等の取引関係があります。また、当社は同社に対し資金の貸付を行っています。

取締役候補者高村勝俊氏が代表取締役に就任しているエルナーコンポーネンツ(株)は、当社と同一の部類に属する営業を行っており、当社は同社と製品等の取引関係があります。

は、新任候補者であります。

第6号議案 監査役1名選任の件

監査役近藤光雄氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の補欠選任をお願いしたいと存じます。

補欠選任されます監査役の任期は、当社定款の規定により前任者の残任期間となります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴 (代表者である他の会社)	所有する当社株式の数
結城正記 (昭和23年8月22日生)	平成11年 6月 旭硝子(株)新事業・技術企画室主幹(現在) 平成14年 3月 当社取締役(現在)	0株

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を退任されます田中慎吾、北村俊夫、結城正記の各氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準にしたがい、あわせて当社業績を踏まえた本人からの申し出を受けて基準額より減額し、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、時期、支払方法につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

上記各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
田中慎吾	平成 9年 3月 当社取締役 平成11年 8月 当社常務取締役 平成14年 3月 当社専務取締役 平成15年 3月 当社代表取締役社長(現在)
北村俊夫	平成 7年 3月 当社取締役 平成13年 3月 当社常務取締役 平成15年 3月 当社専務取締役(現在)
結城正記	平成14年 3月 当社取締役(現在)

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任されます近藤光雄氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準にしたがい相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、時期、支払方法につきましては、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
近藤光雄	平成13年 3月 当社常勤監査役 平成16年 3月 当社監査役（現在）

以上

メ モ 欄

メ モ 欄

会場ご案内図

会場 新横浜国際ホテル・南館 2階「チャーチル」
横浜市港北区新横浜三丁目7番地8
電話 045(473)1311

もよりの駅 JR（新幹線・横浜線）新横浜駅
北口より徒歩3分
市営地下鉄新横浜駅 7番出入口より徒歩1分

会場付近略図

